

令和3年4月13日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会長 橋山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会報告について

令和3年3月4日付け厚生労働省発生食0302第3号をもって諮問された、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項の規定に基づく別紙の9品目の動物用医薬品等に係る食品中の動物用医薬品の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別紙)

1. イソメタミジウム
2. オイゲノール
3. クロルヘキシジン
4. デコキネート
5. ナフシリン
6. ニトロキシニル
7. バージニアマイシン
8. メシリナム
9. メンブトン

動物用医薬品・飼料添加物の暫定基準見直し

今般の残留基準の検討については、食品中の動物用医薬品のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

I イソメタミジウム

1. 概要

(1) 品目名：イソメタミジウム [Isometamidium]

(2) 用途：寄生虫駆除剤

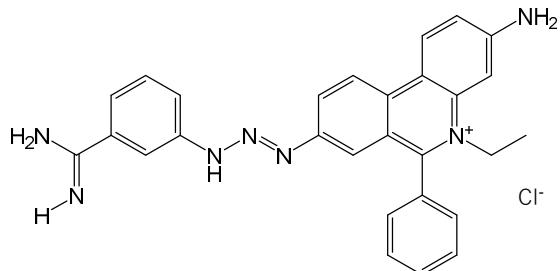
動物用医薬品として国内では承認されていない。海外では牛のトリパノソーマ症の予防・治療に用いられている。

(3) 化学名及びCAS番号

3-Amino-8-[(2E)-3-(3-carbamimidoylphenyl)-2-triazen-1-yl]-5-ethyl-6-phenylphenanthridinium chloride (IUPAC)

Phenanthridinium, 3-amino-8-[(2E)-3-[3-(aminoiminomethyl)phenyl]-2-triazen-1-yl]-5-ethyl-6-phenyl-, chloride (1:1) (CAS : No. 34301-55-8)

(4) 構造式及び物性



分子式 C₂₈H₂₆C1N₇
分子量 496.01

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたイソメタミジウムに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

イソメタミジウムのADIは、JECFAにより 0.1 mg/kg 体重/日 と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で 0.0021 mg/kg 体重/日 と算定されている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該 JECFA のADIの値を超えないことから、イソメタミジウムは、評価の考え方^{注)}の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

注)「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」
(令和2年5月18日内閣府食品安全委員会動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日内閣府食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会決定)

3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価が行われ、1992年にADIが設定されている。国際基準は牛に設定されている。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれも基準値は設定されていない。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

イソメタミジウムとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

イソメタミジウムとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量の ADI に対する比は、以下のとおりである。

JECFA による ADI (0.1 mg/kg 体重/day) を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙 1 参照。

	TMDI／ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1歳以上)	0.5
幼小児 (1~6歳)	2.0
妊婦	0.7
高齢者 (65歳以上)	0.4

注) 各食品の平均摂取量は、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

II オイゲノール

1. 概要

(1) 品目名：オイゲノール [Eugenol]

(2) 用途：麻酔剤

動物用医薬品として国内では魚類及び甲殻類を対象に麻酔剤として承認されている。
海外でも麻酔剤として用いられている。

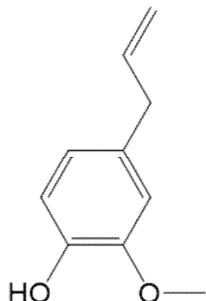
食品添加物としても指定され、香料として用いられる。

(3) 化学名及びCAS番号

4-Allyl-2-methoxyphenol (IUPAC)

Phenol, 2-methoxy-4-(2-propen-1-yl)- (CAS : No. 97-53-0)

(4) 構造式及び物性



分子式 C₁₀H₁₂O₂
分子量 164.20

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたオイゲノールに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

オイゲノールのADIはJECFAにより2.5 mg/kg 体重/日、EFSAにより1.0 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で0.00011 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該JECFA及びEFSAのADIの値を超えないことから、オイゲノールは、評価の考え方の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFAにおける香料としての毒性評価が行われ、1982年にADIが設定されている。国際基準は設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、ニュージーランドにおいて基準値設定不要とされている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

オイゲノールとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

オイゲノールとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。最も値の低いEFSAによるADI(1.0 mg/kg 体重/day)を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙2参照。

	TMDI／ADI(%) ^{注)}
国民全体(1歳以上)	0.007
幼小児(1~6歳)	0.011
妊婦	0.004
高齢者(65歳以上)	0.009

注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

なお、オイゲノールの食品添加物としての推定摂取量は、生産量統計調査結果からは、17 µg/人/day(食品添加物の安全性確保に資する研究、令和元年度厚生労働科学研究報告書)と報告されている。

これらの調査結果等から、食品添加物としての推定摂取量を加味したとしても、長期暴露評価の結果からADIを超えることはない。

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(暫定基準)が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

III クロルヘキシジン

1. 概要

(1) 品目名：クロルヘキシジン[Chlorhexidine]

(2) 用途：消毒剤

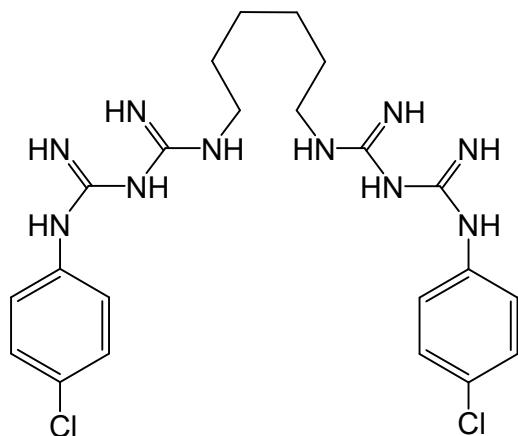
動物用医薬品として国内では牛及び山羊を対象に乳房炎の予防のための消毒剤として承認されている。海外でも消毒剤として用いられている。

(3) 化学名及びCAS番号

N,N''-1,6-Hexanediylibis[N-(4-chlorophenyl) (imidodicarbonimidic diamide)]
(IUPAC)

2, 4, 11, 13-Tetraazatetradecanediimidamide,
N,N'-bis(4-chlorophenyl)-3,12-diimino- (CAS : No. 55-56-1)

(4) 構造式及び物性



分子式 C₂₂H₃₀C₁₂N₁₀
分子量 505.45

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたクロルヘキシジンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

クロルヘキシジンのADIはAPVMAにより0.2 mg/kg 体重/日、EMEAにより0.005 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で0.0010 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該APVMA及びEMEAのADIの値を超えないことから、クロルヘキシジンは、評価の考え方の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において牛に基準値が設定され、EU及びニュージーランドにおいて基準値設定不要とされている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

クロルヘキシジンとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

クロルヘキシジンとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。最も値の低いEMEAによるADI(0.005 mg/kg 体重/day)を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI／ADI(%) ^{注)}
国民全体(1歳以上)	4.9
幼小児(1~6歳)	20.2
妊婦	6.3
高齢者(65歳以上)	3.9

注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(暫定基準)が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

IV デコキネート

1. 概要

(1) 品目名：デコキネート [Decoquinate]

(2) 用途：合成抗菌剤、内部寄生虫駆除剤

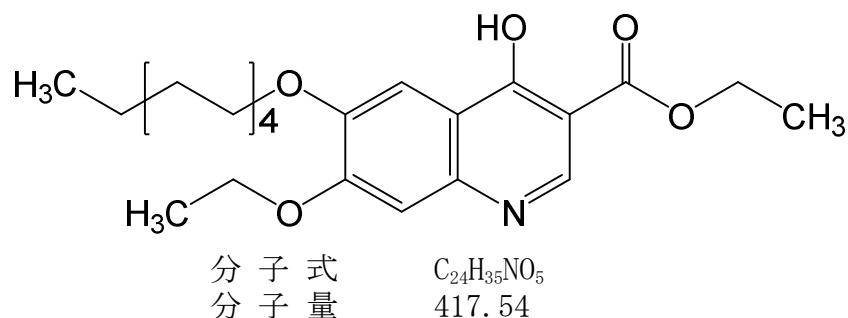
キノロン系の合成抗菌剤である。動物用医薬品として国内では承認されていない。
海外では牛、羊等の抗コクシジウム剤として用いられている。

(3) 化学名及びCAS番号

Ethyl 6-(decyloxy)-7-ethoxy-4-hydroxy-3-quinolinecarboxylate (IUPAC)

3-Quinolinecarboxylic acid, 6-(decyloxy)-7-ethoxy-4-hydroxy-, ethyl ester
(CAS : No. 18507-89-6)

(4) 構造式及び物性



2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたデコキネートに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

デコキネートのADIはAPVMAにより0.075 mg/kg 体重/日、EFSAにより0.075 mg/kg 体重/日及びFDAにより0.075 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で0.0028 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該 APVMA、EFSA 及び FDA のADIの値を超えないことから、デコキネートは、評価の考え方の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において牛、鶏等に、カナダにおいて牛、鶏等に、豪州において鶏に、ニュージーランドにおいて鶏に基準値が設定されている。また、EUにおいて基準値設定不要とされている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

デコキネートとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

デコキネートとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。APVMA、EFSA 及び FDA による ADI (0.075 mg/kg 体重/day) を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙4参照。

	TMDI／ADI (%) ^{注)}
国民全体（1歳以上）	1.7
幼小児（1～6歳）	3.8
妊婦	2.1
高齢者（65歳以上）	1.2

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

V ナフシリン

1. 概要

(1) 品目名：ナフシリン [Nafcillin]

(2) 用途：抗生物質

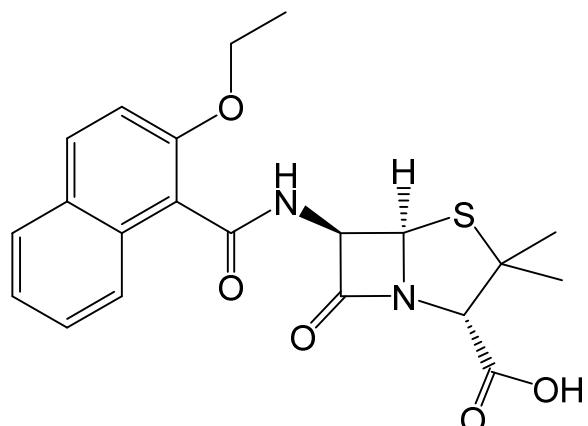
ベータラクタム系の半合成抗生物質である。動物用医薬品として国内では承認されていない。海外では牛及び山羊の乳房炎の予防等に用いられている。

(3) 化学名及びCAS番号

(2S, 5R, 6R)-6-[(2-Ethoxy-1-naphthoyl) amino]-3, 3-dimethyl-7-oxo-4-thia-1-azabicyclo[3.2.0]heptane-2-carboxylic acid (IUPAC)

4-Thia-1-azabicyclo[3.2.0]heptane-2-carboxylic acid,
6-[[(2-ethoxy-1-naphthalenyl) carbonyl] amino]-3, 3-dimethyl-7-oxo-,
(2S, 5R, 6R)- (CAS : No. 147-52-4)

(4) 構造式及び物性



分子式

C₂₁H₂₂N₂O₅S

分子量

414. 48

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたナフシリンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

ナフシリンのADIはEMEAにより0.0044 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で0.00014 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該EMEAのADIの値を超えないことから、ナフシリンは、評価の考え方の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて反芻動物に基準値が設定されている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ナフシリンとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

ナフシリンとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量の ADI に対する比は、以下のとおりである。EMEA による ADI (0.0044 mg/kg 体重/day) を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙 5 参照。

	TMDI／ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1歳以上)	1.0
幼小児 (1~6歳)	3.2
妊婦	1.1
高齢者 (65歳以上)	0.9

注) 各食品の平均摂取量は、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

VI ニトロキシニル

1. 概要

(1) 品目名：ニトロキシニル [Nitroxinil]

(2) 用途：寄生虫駆除剤

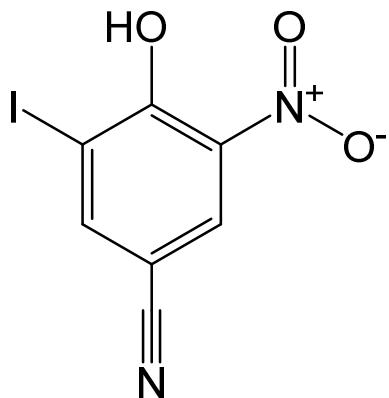
動物用医薬品として国内では承認されていない。海外では牛、羊等の肝蛭の駆除等に用いられている。

(3) 化学名及びCAS番号

4-Hydroxy-3-iodo-5-nitrobenzonitrile (IUPAC)

Benzonitrile, 4-hydroxy-3-iodo-5-nitro- (CAS : No. 1689-89-0)

(4) 構造式及び物性



分子式 C₇H₃IN₂O₃
分子量 290.02

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたニトロキシニルに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

ニトロキシニルのADIはAPVMAにより0.02 mg/kg 体重/日及びEMEAにより0.005 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で0.0034 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該APVMA及びEMEAのADIの値を超えないことから、ニトロキシニルは、評価の考え方の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて牛及び羊に、豪州において牛、羊等に、ニュージーランドにおいて牛に基準値が設定されている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ニトロキシニルとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

ニトロキシニルとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。最も値の低いEMEAによるADI(0.005 mg/kg 体重/day)を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙6参照。

	TMDI／ADI(%) ^{注)}
国民全体(1歳以上)	26.9
幼小児(1~6歳)	67.2
妊婦	27.8
高齢者(65歳以上)	19.2

注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(暫定基準)が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

VII バージニアマイシン

1. 概要

(1) 品目名：バージニアマイシン [Virginiamycin]

(2) 用 途：抗生物質

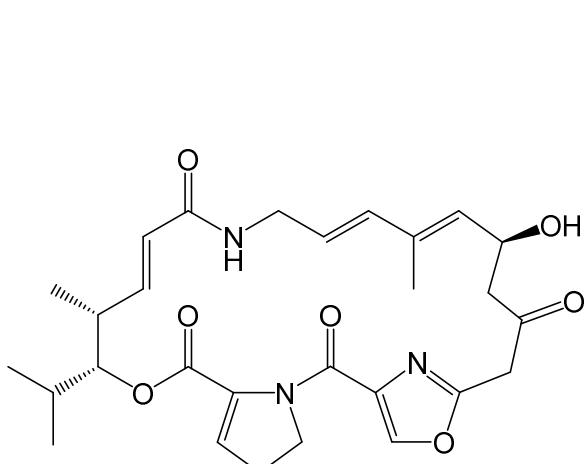
ストレプトグラミン系の抗生物質である。動物用医薬品として国内では承認されていない。海外では鶏の壞死性腸炎の治療等に用いられている。

(3) 化学名及びCAS 番号

N-[*(6R, 9S, 10R, 13S, 15aS, 22S, 24aS)-22-Benzyl-6-ethyl-10, 23-dimethyl-5, 8, 12, 15, 17, 21, 24-heptaoxo-13-phenyldocosahydro-12H-pyrido[2, 1-f]pyrrolo[2, 1-1][1, 4, 7, 10, 13, 16]oxapentaaazacyclononadecin-9-yl]-3-hydroxy-2-pyridinecarboxamide -
(10*R*, 11*R*, 12*E*, 17*Z*, 21*S*)-21-hydroxy-10-isopropyl-11, 19-dimethyl-9, 26-dioxa-3, 15, 28-triazatricyclo[23.2.1.0^{3,7}]octacosa-1(27), 6, 12, 17, 19, 25(28)-hexaene-2, 8, 14, 23-tetrone
(1:1) (IUPAC)*

2-Pyridinecarboxamide, N-[*(6R, 9S, 10R, 13S, 15aS, 22S, 24aS)-6-ethyldocosahydro-10, 23-dimethyl-5, 8, 12, 15, 17, 21, 24-heptaoxo-13-phenyl-22-(phenylmethyl)-12H-pyrido[2, 1-f]pyrrolo[2, 1-1][1, 4, 7, 10, 13, 16]oxapentaaazacyclononadecin-9-yl]-3-hydroxy-, compd. with
(3*R*, 4*R*, 5*E*, 10*Z*, 14*S*)-8, 9, 14, 15, 24, 25-hexahydro-14-hydroxy-4, 12-dimethyl-3-(1-methylethyl)-3*H*-21, 18-nitrilo-1*H*, 22*H*-pyrrolo[2, 1-c][1, 8, 4, 19]dioxadiazacyclo tetracosine-1, 7, 16, 22(4*H*, 17*H*)-tetrone
(1:1) (CAS : No. 11006-76-1)*

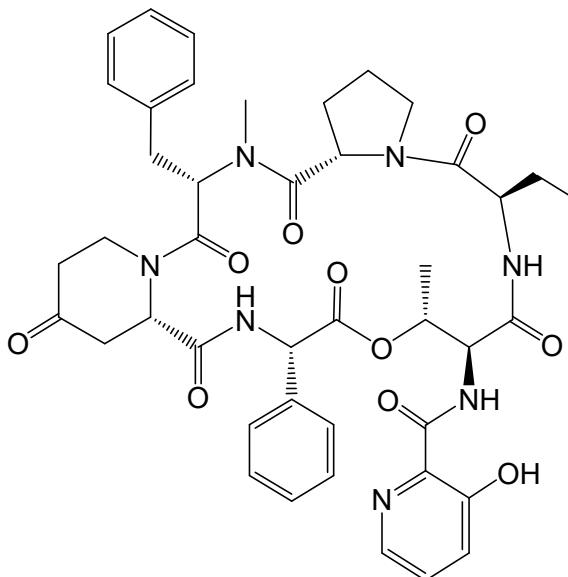
(4) 構造式及び物性



バージニアマイシン M1

分子式 C₂₈H₃₅N₃O₇

分子量 525.59



バージニアマイシン S1

分子式 C₄₃H₄₉N₇O₁₀

分子量 823.89

(バージニアマイシン M1を約75%、バージニアマイシン S1を約20%含む。)

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたバージニアマイシンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

バージニアマイシンのADIはAPVMAにより0.2 mg/kg 体重/日、EMAにより0.02123 mg/kg 体重/日及びFDAにより0.25 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で0.0031 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該 APVMA、EMA 及び FDA のADIの値を超えないことから、バージニアマイシンは、評価の考え方の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において豚に、カナダにおいて豚及び鶏に、EUにおいて鶏に、豪州において牛、豚等に基準値が設定されている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

バージニアマイシンとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

バージニアマイシンとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量の ADI に対する比は、以下のとおりである。最も値の低い EMA による ADI (0.02123 mg/kg 体重/day) を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙 7 参照。

	TMDI／ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1歳以上)	4.3
幼小児 (1~6歳)	14.8
妊婦	5.1
高齢者 (65歳以上)	3.4

注) 各食品の平均摂取量は、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

VIII メシリナム

1. 概要

(1) 品目名：メシリナム [Mecillinam]

(2) 用途：抗生物質

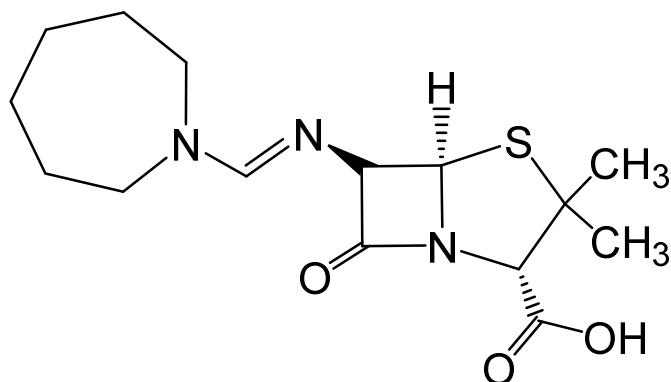
ベータラクタム系の半合成抗生物質である。動物用医薬品として国内では承認されていない。海外では牛の細菌性下痢症の治療等に用いられている。

(3) 化学名及びCAS番号

(2S, 5R, 6R)-6-[(E)-(1-Azepanylmethylene)amino]-3, 3-dimethyl-7-oxo-4-thia-1-azabicyclo[3.2.0]heptane-2-carboxylic acid (IUPAC)

4-Thia-1-azabicyclo[3.2.0]heptane-2-carboxylic acid,
6-[[(1E)-(hexahydro-1H-azepin-1-yl)methylene]amino]-3, 3-dimethyl-7-oxo-,
(2S, 5R, 6R)- (CAS : No. 79580-20-4)

(4) 構造式及び物性



分子式 C₁₅H₂₃N₃O₃S
分子量 325.43

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたメシリナムに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

メシリナムのADIはEMEAにより0.0238 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で0.0011 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該EMEAのADIの値を超えないことから、メシリナムは、評価の考え方の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて基準値設定不要とされている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

メシリナムとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

メシリナムとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。EMEAによるADI (0.0238 mg/kg 体重/day) を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙8参照。

	TMDI／ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1歳以上)	1.2
幼小児 (1~6歳)	4.8
妊婦	1.6
高齢者 (65歳以上)	1.0

注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

IX メンブトン

1. 概要

(1) 品目名：メンブトン [Menbutone]

(2) 用 途：止瀉剤

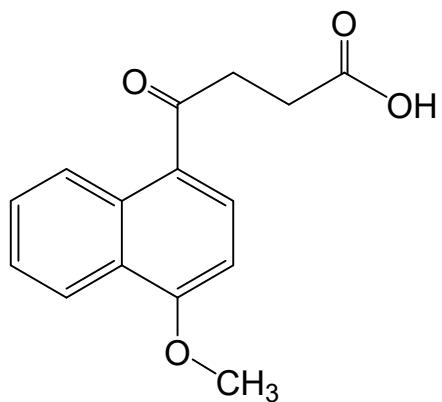
動物用医薬品として国内では牛及び豚の消化器官用薬として承認されている。海外でも用いられている。

(3) 化学名及びCAS番号

4-(4-Methoxy-1-naphthyl)-4-oxobutanoic acid (IUPAC)

1-Naphthalenebutanoic acid, 4-methoxy- γ -oxo- (CAS : No. 3562-99-0)

(4) 構造式及び物性



分子式 C₁₅H₁₄O₄
分子量 258.27

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたメンブトンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

メンブトンのADIはEMEAにより0.06 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり1日当たりの推定摂取量は、最大と試算されたの幼小児(1～6歳)で0.00091 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該EMEAのADIの値を超えないことから、メンブトンは、評価の考え方の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて基準値設定不要とされている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

メンブトンとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

メンブトンとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量の ADI に対する比は、以下のとおりである。EMEA による ADI (0.06 mg/kg 体重/day) を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙9 参照。

	TMDI／ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1歳以上)	0.4
幼小児 (1~6歳)	1.5
妊婦	0.5
高齢者 (65歳以上)	0.3

注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

(別紙1)

イソメタミジウムの推定摂取量 (単位 : µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.10	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の脂肪*	0.10				
牛の肝臓	0.50	0.1	0.0	0.7	0.0
牛の腎臓	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.5	0.3	0.0	1.7	0.2
乳	0.10	26.4	33.2	36.5	21.6
計		26.7	33.2	38.9	21.8
ADI 比 (%)		0.5	2.0	0.7	0.4

TMDI : 理論最大 1 日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法 : 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

(別紙2)

オイゲノールの推定摂取量 (単位 : µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	0.05	0.5	0.3	0.2	0.6
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	0.05	0.1	0.0	0.1	0.1
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	0.05	1.7	0.7	1.0	2.1
魚介類 (その他の魚類に限る。)	0.05	1.4	0.6	0.8	1.9
魚介類 (甲殻類に限る。)	0.05	0.3	0.2	0.3	0.3
計		4.0	1.8	2.4	5.0
ADI 比 (%)		0.007	0.011	0.004	0.009

TMDI : 理論最大 1 日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法 : 基準値案×各食品の平均摂取量

(別紙3)

クロルヘキシジンの推定摂取量 (単位 : µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉*	0.5	0.2	0.1	0.1	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪*	0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓*	0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓*	0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分*	0.5				
乳	0.05	13.2	16.6	18.2	10.8
計		13.4	16.7	18.3	11.0
ADI 比 (%)		4.9	20.2	6.3	3.9

TMDI : 理論最大 1 日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法 : 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

デコキネートの推定摂取量 (単位 : µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	1	30.6	19.4	41.8	19.8
牛の脂肪*	2				
牛の肝臓	2	0.2	0.0	2.8	0.0
牛の腎臓	2	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	2	1.0	0.0	6.8	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉*	1	0.8	0.2	1.6	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪*	2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓*	2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓*	2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分*	2				
鶏の筋肉*	0.1	37.4	27.2	39.6	27.8
鶏の脂肪*	2				
鶏の肝臓	0.1				
鶏の腎臓	0.1				
鶏の食用部分	0.1				
計		70.3	47.0	92.9	49.4
ADI 比 (%)		1.7	3.8	2.1	1.2

TMDI : 理論最大 1 日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法 : 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

ナフシリンの推定摂取量 (単位 : µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.005	0.1	0.0	0.1	0.0
牛の脂肪*	0.005				
牛の肝臓	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の腎臓	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の筋肉*	0.005				
豚の脂肪*	0.005	0.2	0.2	0.2	0.2
豚の肝臓	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉*	0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪*	0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓*	0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓*	0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分*	0.3				
乳	0.005	1.3	1.7	1.8	1.1
鶏の筋肉*	0.005				
鶏の脂肪*	0.005	0.1	0.1	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の腎臓	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家きんの筋肉*	0.005				
その他の家きんの脂肪*	0.005				
その他の家きんの肝臓*	0.005				
その他の家きんの腎臓*	0.005				
その他の家きんの食用部分*	0.005				
鶏の卵	0.005	0.2	0.2	0.2	0.2
その他の家きんの卵	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.005	0.1	0.0	0.0	0.1
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.005	0.2	0.1	0.1	0.2
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.005	0.1	0.1	0.1	0.2
魚介類(貝類に限る。)	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類(甲殻類に限る。)	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の魚介類	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
はちみつ	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
計		2.5	2.4	2.8	2.3
ADI 比 (%)		1.0	3.2	1.1	0.9

TMDI : 理論最大 1 日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法 : 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

ニトロキシニルの推定摂取量 (単位 : µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.5	9.2	5.8	12.5	5.9
牛の脂肪*	0.6				
牛の肝臓	0.5	0.1	0.0	0.7	0.0
牛の腎臓	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.5	0.3	0.0	1.7	0.2
豚の筋肉*	1	42.0	33.4	43.2	30.6
豚の脂肪*	1				
豚の肝臓	1	0.1	0.5	0.0	0.1
豚の腎臓	1	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	1	0.6	0.3	0.1	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉*	0.7				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪*	0.6				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓*	0.5	0.4	0.1	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓*	0.7				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分*	1				
鶏の筋肉*	1	18.7	13.6	19.8	13.9
鶏の脂肪*	1				
鶏の肝臓	1	0.7	0.5	0.0	0.8
鶏の腎臓	1	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	1	1.9	1.2	2.9	1.4
その他の家きんの筋肉*	1				
その他の家きんの脂肪*	1				
その他の家きんの肝臓*	1	0.1	0.0	0.0	0.1
その他の家きんの腎臓*	1				
その他の家きんの食用部分*	1				
計		74.0	55.4	81.3	53.8
ADI 比 (%)		26.9	67.2	27.8	19.2

TMDI : 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法 : 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

バージニアマイシンの推定摂取量 (単位 : µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.1	3.1	1.9	4.2	2.0
牛の脂肪*	0.2				
牛の肝臓	0.2	0.0	0.0	0.3	0.0
牛の腎臓	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.2	0.1	0.0	0.7	0.1
豚の筋肉*	0.1	12.6	10.0	13.0	9.2
豚の脂肪*	0.3				
豚の肝臓	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0
豚の腎臓	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉*	0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪*	0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓*	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓*	0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分*	0.2				
乳	0.1	26.4	33.2	36.5	21.6
鶏の筋肉*	0.05	3.7	2.7	4.0	2.8
鶏の脂肪*	0.2				
鶏の肝臓	0.2	0.1	0.1	0.0	0.2
鶏の腎臓	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.2	0.4	0.2	0.6	0.3
その他の家きんの筋肉*	0.1				
その他の家きんの脂肪*	0.2				
その他の家きんの肝臓*	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家きんの腎臓*	0.2				
その他の家きんの食用部分*	0.2				
鶏の卵	0.1	4.1	3.3	4.8	3.8
その他の家きんの卵	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
計		50.9	51.8	63.9	40.1
ADI 比 (%)		4.3	14.8	5.1	3.4

TMDI : 理論最大 1 日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法 : 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

メシリナムの推定摂取量 (単位 : µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.05	0.8	0.5	1.0	0.5
牛の脂肪*	0.05				
牛の肝臓	0.05	0.0	0.0	0.1	0.0
牛の腎臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.05	0.0	0.0	0.2	0.0
豚の筋肉*	0.05	2.1	1.7	2.2	1.5
豚の脂肪*	0.05				
豚の肝臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
乳	0.05	13.2	16.6	18.2	10.8
計		16.1	18.8	21.7	12.9
ADI 比 (%)		1.2	4.8	1.6	1.0

TMDI : 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法 : 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

メンブトンの推定摂取量 (単位 : µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.04	0.6	0.4	0.8	0.4
牛の脂肪*	0.04				
牛の肝臓	0.04	0.0	0.0	0.1	0.0
牛の腎臓	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.04	0.0	0.0	0.1	0.0
豚の筋肉*	0.04	1.7	1.3	1.7	1.2
豚の脂肪*	0.04				
豚の肝臓	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
乳	0.04	10.6	13.3	14.6	8.6
計		12.9	15.0	17.3	10.3
ADI 比 (%)		0.4	1.5	0.5	0.3

TMDI : 理論最大 1 日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法 : 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

(参考)

これまでの経緯

平成 17 年 11 月 29 日	残留農薬基準告示
平成 24 年 2 月 24 日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（イソメタミジウム）
令和 2 年 3 月 17 日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（オイゲノール、クロルヘキシジン、デコキネート、ナフシリン、ニトロキシニル、バージニアマイシン、メシリナム、メンブトン）
令和 2 年 10 月 27 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（オイゲノール、クロルヘキシジン）
令和 2 年 11 月 24 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（ナフシリン、メシリナム）
令和 2 年 12 月 8 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（イソメタミジウム、ニトロキシニル、メンブトン）
令和 3 年 1 月 19 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（デコキネート、バージニアマイシン）
令和 3 年 3 月 4 日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和 3 年 3 月 11 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○梶山 浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝	埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長
井之上 浩一	学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授
大山 和俊	一般財団法人残留農薬研究所化学部長
折戸 謙介	学校法人麻布獸医学園理事（兼）麻布大学獸医学部生理学教授
加藤 くみ子	学校法人北里研究所北里大学薬学部生体分子解析学教室教授
魏 民	公立大学法人大阪大阪市立大学大学院医学研究科 環境リスク評価学准教授
佐藤 洋	国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科比較薬理毒性学研究室教授
佐野 元彦	国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
須恵 雅之	学校法人東京農業大学応用生物科学部農芸化学科 生物有機化学研究室准教授
瀧本 秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長
中島 美紀	国立大学法人金沢大学ナノ生命科学研究所 薬物代謝安全性学研究室教授
永山 敏廣	学校法人明治薬科大学薬学部特任教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
野田 隆志	一般社団法人日本植物防疫協会信頼性保証室付技術顧問
二村 瞳子	日本生活協同組合連合会組織推進本部長

(○：部会長)

答申（案）

イソメタミジウム

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.10
牛の脂肪	0.10
牛の肝臓	0.50
牛の腎臓	1.0
牛の食用部分 ^{注1)}	0.5
乳	0.10

注1) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

オイゲノール

食品名	残留基準値 ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.05
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.05
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.05
魚介類（その他の魚類 ^{注1)} に限る。）	0.05
魚介類（甲殻類に限る。）	0.05

注1) 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

答申（案）

クロルヘキシジン

食品名	残留基準値 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注2)}	0.5
乳	0.05

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

デコキネート

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	1
牛の脂肪	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2
牛の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分 ^{注2)}	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
鶏の筋肉	0.1
鶏の脂肪	2
鶏の肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

ナフシリン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.005
豚の筋肉	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.3
牛の脂肪	0.005
豚の脂肪	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.005
豚の肝臓	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.005
豚の腎臓	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^{注2)}	0.005
豚の食用部分	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3
乳	0.005
鶏の筋肉	0.005
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.005
鶏の脂肪	0.005
その他の家きんの脂肪	0.005
鶏の肝臓	0.005
その他の家きんの肝臓	0.005
鶏の腎臓	0.005
その他の家きんの腎臓	0.005
鶏の食用部分	0.005
その他の家きんの食用部分	0.005
鶏の卵	0.005
その他の家きんの卵	0.005
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.005
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.005
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.005
魚介類（その他の魚類 ^{注4)} に限る。）	0.005
魚介類（貝類に限る。）	0.005
魚介類（甲殻類に限る。）	0.005
その他の魚介類 ^{注5)}	0.005

食品名	残留基準値 ppm
はちみつ	0.005

- 注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 注4) 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- 注5) 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

答申（案）

ニトロキシニル

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	1
他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.7
牛の脂肪	0.6
豚の脂肪	1
他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.6
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	1
他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	1
他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.7
牛の食用部分 ^{注2)}	0.5
豚の食用部分	1
他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1
鶏の筋肉	1
他の家きん ^{注3)} の筋肉	1
鶏の脂肪	1
他の家きんの脂肪	1
鶏の肝臓	1
他の家きんの肝臓	1
鶏の腎臓	1
他の家きんの腎臓	1
鶏の食用部分	1
他の家きんの食用部分	1

注1) 「他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

バージニアマイシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注2)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.1
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.1

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

メシリナム

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注1)}	0.05
豚の食用部分	0.05
乳	0.05

注1) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

メンブトン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.04
豚の筋肉	0.04
牛の脂肪	0.04
豚の脂肪	0.04
牛の肝臓	0.04
豚の肝臓	0.04
牛の腎臓	0.04
豚の腎臓	0.04
牛の食用部分 ^{注1)}	0.04
豚の食用部分	0.04
乳	0.04

注1) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。